

文書指摘の内容

○社会福祉法人

番号	実施年月日	指摘内容	改善区分
会計処理等が不適切【2】			
1	R8.1.27	2つの拠点区分の資金収支計算書の前期末支払資金残高が、前年度の当期末支払資金残高と整合していない。このことは、会計の基本である決算の連続性を損ねるものであり、今後は十分注意した会計処理及び決算を行うこと。	改善済
2	R8.1.27	法人本部の会計責任者及び各拠点区分の出納係（出納職員）を任命していないため、これらの拠点区分及び各サービス区分について、任命の範囲を明確にして辞令を交付すること。	改善済
評議員の評議員会欠席【2】			
3	R8.1.9	評議員会において、評議員7名のうち2名の欠席が見受けられた。評議員会は、法人の重要事項の決定を行う意思決定機関を担うことから、出席が可能な者を選任した上で、評議員の出席については十分配慮すること。	改善済
4	R8.2.3	評議員12名のうち2名が評議員会を欠席していた。評議員会は法人の重要事項の決定を行う意思決定機関として重要な役割を担うものであることから、開催日、開催場所等について、事前によく調整を行い、評議員が全員出席できるよう努めること。	改善済
登記手続等が不適切【2】			
5	R8.1.9	理事長重任時の登記が、1年以上経過して行われていた。変更が生じたときから2週間以内に変更登記の手続を行うこと。	改善済
6	R8.1.9	資産の総額について、登記がされていない年度があった。会計年度終了後、3ヶ月以内に変更登記を行うこと。	改善済
その他【2】			
7	R7.8.21	保育園北側の土地を購入し、園庭として整備して使用している。定款変更（基本財産の追加）について、評議員会で決議が成立しているにもかかわらず、県への届出の手続が行われていないので、速やかに手続を行うこと。	改善済
8	R8.1.15	会長が理事会に報告する職務の執行状況について、法令又は定款に定める報告がなされていない。今後は、定款の規定に基づき、会長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、会長の専決事項を含む自己の職務の執行状況を理事会に報告し、議事録に記載すること。	改善済